

令和3年

第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会

会議録

会期:令和3年9月23日開会

令和3年9月23日閉会

1 出席議員（9名）

議席番号	氏名	議席番号	氏名
1番	竹山 成浩 君	2番	佐田 元 君
3番	清 平二 君	4番	大吉 皓一郎 君
5番	上岡 義茂 君	6番	松山 善太郎 君
7番	樺山 一 君	8番	木原 良治 君
9番	大沢 章宏 君		

1 欠席議員（1名）

10番 住田 克幸 君

1 地方自治法第121条の規定により出席した者の職指名（3名）

職名	氏名	職名	氏名
連合長	大久保 明 君	副連合長	森田 弘光 君
副連合長	高岡 秀規 君		

1 説明のため出席した者の職氏名（7名）

職名	氏名	職名	氏名
事務局長	佐平 勝秀 君	次長	荻田 恭平 君
次長	起島 洋一 君	係長	牧園 博史 君
主事	元 亜里沙 君	主事補	文田 晃裕 君
総括主任	間 藤剛 君		

令和3年 第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会(会期日程)

○令和3年9月23日(木)開会～同日閉会 会期1日間

月	日	曜日	会議別	議事日程
9	23	木	本会議	<p>○開会</p> <p>○開議の宣言</p> <p>○会議録署名議員の指名 (署名議員:4番 大吉 皓一郎 議員・5番 上岡 義茂 議員) (予備署名:6番 松山 善太郎 議員・7番 樺山 一 議員)</p> <p>○会期の決定</p> <p>○一般質問通告(6番 松山 議員)</p> <p>○令和2年度資金不足比率(報告)</p> <p>○徳之島愛ランド広域連合と畜事業経営戦略策定(報告)</p> <p>○徳之島食肉センター保全管理基金条例の制定(採決)</p> <p>○令和3年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算(採決)</p> <p>○令和3年度徳之島愛ランド広域連合特別会計補正予算(採決)</p> <p>○令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計他特別会計歳入歳出決算の認定(採決)</p> <p>○閉会</p>

令和3年第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会

第 1 日

令和3年9月23日

令和3年第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会議事日程(第1号)
令和3年9月23日(木曜日)午前10時00分開議

1 議事日程(第1号)

○開会

○開議の宣告

○日程第1 会議録署名議員の指名

○日程第2 会期の決定

○日程第3 一般質問通告(松山 議員)

○日程第4 報告第3号「令和2年度資金不足比率」

○日程第5 報告第4号「徳之島愛ランド広域連合と畜事業経営戦略策定の報告」

○日程第6 議案第5号「徳之島食肉センター保全管理基金条例の制定について」

○日程第7 議案第6号「令和3年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算(第2号)」

○日程第8 議案第7号「令和3年度徳之島食肉センター特別会計補正予算(第1号)」

○日程第9 議案第8号「令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計歳入歳出決算の認定」

○日程第10 議案第9号「令和2年度徳之島食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定」

○閉会

一般質問通告一覧表(令和3年第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会)

順番	質問者	質問事項	質問の要旨	質問の相手方
1	松山 善太郎 議員	1 クリーンセンター 新設について	詳細な経緯と今後の見通しを問う。	連合長 副連合長

<開会：午前10時>

○議長（清 平二 君） ただいまから、令和3年第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会を開会します。

これから、本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名をします。

会議録署名議員は会議規則第74条の規定によって、4番、大吉皓一郎君、5番、上岡義茂君、予備署名議員を6番、松山善太郎君、7番、樺山一君を指名します。

日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日9月23日の1日間としたいと思いますが、御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（清 平二 君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日9月23日の1日間と決定いたしました。

日程第3、一般質問を行います。

6番、松山善太郎君の一般質問を許します。6番、松山善太郎君。

○6番（松山 善太郎 君） 中継を御覧の皆様、改めましておはようございます。

爽やかな秋晴れの1日、いかがお過ごしでしょうか。スポーツの秋、読書の秋、そして食欲の秋でもあります。コロナがようやく落ち着きを見せてきましたが、油断大敵です。備えを十分に健康に留意しつつ、日々頑張っていきたいものであります。

それでは、先般通告してあります一般質問、クリーンセンター新設の詳細な経緯と今後の見通しについて、明確な答弁を要請して、1回目の質問を終わります。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合会長（大久保 明 君） お答えいたします。

松山議員の質問に対しまして、今後のクリーンセンターの施設整備については、令和3年5月28日に徳之島3町長において締結した徳之島愛ランドクリーンセンター施設整備に関する合意書に基づき進めてまいります。

また、新設候補地である天城町において、今後事業計画を進めることについて、徳之島3町長より合意いたしましたので、建設用地の件、インフラ整備の件、天城町としての施設構想の策定や事業スケジュール、設置集落住民への説明、天城町議会の説明について、一任している状況でございます。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） マイクがエラーでいて。

○議長（清 平二 君） じゃあ、しばらく休憩します。

休憩 午前 10時 06分

再開 午前 10時 08分

○議長（清 平二 君） 森田副連合長。

○副連合長（森田 弘光 君） 皆さん、おはようございます。

それでは、今、大久保管理者のほうから天城町ということでございましたので、今、天城町としての取組、そういったものについてお答えしたいと思います。

天城町におきましては、次期新設整備予定地としての徳之島ごみ行政、そしてまた島民により良いごみ処理施設の建設に向けて、令和4年度より天城町の基本構想を策定することといたしております。

この基本構想におきましては、関連法令の確認、また基本的事項の整理、そしてまた施設の規模、施設内容並びに計画候補地の調査と評価を行うなど、その用地取得や敷地造成等を考慮したその具体的なスケジュールをその基本構想の中で策定を行い、そしてまた次期新設整備予定候補自治体として、ごみ処理基本構想案を皆様方に御提案してまいりたいと考えております。

今、天城町としてはそのような考え方で取り組んでおるところでございます。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 前もって詳細な経緯というのを出してございますので、経緯については結果だけで全く触れていないわけですが、それはぼつぼつもう一度説明願うとして、2回目の質問に入る前に、今日の日程についてなんですが、なぜ今日なのですか。祭日にわざわざ。普通は月曜日から金曜日の10時から5時というのが普通です。連合長、招集の理由をお願いします。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合会長（大久保 明 君） 時期については、私は祭日であろうとも状況によっては開催すべきだと考えております。

日程につきましては、事務局のほうでいろいろ判断しましたので、説明をしていただきます。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） 松山議員の質問にお答えいたします。

各町の議会定例会がそれぞれ日程がございまして、あと他の介護保険組合、消防議会の日程、そして3町長の御予定いろいろ含めまして、本日しか時間等がおつくりできませんでしたので、本日となりました。

以上です。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 誰の日程に合わせたんですか。日程が取れないというのは。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） 日程等につきましては、いろいろと考慮して3町長、そして各町の議会の都合、調整をして、その中で本日となりました。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 各町の議会に私のところも入るとるんですかね。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

- 事務局長（佐平 勝秀 君） はい。入ってございます。
- 議長（清 平二 君） 6番、松山君。
- 6番（松山 善太郎 君） 私は別に今日を希望した覚えもないんですがね。私たちは昨日、一昨日までずっと委員会をやっていますね。休憩したい日なんです。明日、本会議もあるし。それともう一つ、新聞で見る限りでは決算が不認定になっていますが、伊仙町は、間違いありませんか。
- 議長（清 平二 君） 佐平事務局長。
- 事務局長（佐平 勝秀 君） 伊仙町の議会の決算に関する内容は把握してございます。
- 議長（清 平二 君） 6番、松山君。
- 6番（松山 善太郎 君） 私が聞いているのは、新聞でちらっと見ただけですので、不認定になっていたような気がするんですが間違いありませんかということです。違いますか。
- 議長（清 平二 君） 佐平事務局長。
- 事務局長（佐平 勝秀 君） 一般会計につきましては、不認定となっているということで承知をしております。
- 議長（清 平二 君） 6番、松山君。
- 6番（松山 善太郎 君） 日程もですけどね、町の決算が不認定になっている。私のところは明日なんです。まだ認定になるか不認定になるか分からない。その本体の本会議の前にこういった枝の議会をするのはまずいんじゃないですか。私のところも不認定にならないとも限らんわけですよ。何の問題もないとお考えですかね。
- 議長（清 平二 君） 佐平事務局長。
- 事務局長（佐平 勝秀 君） その議事日程等につきましては、問題ないとは思っていませんし、またそういうことを考えてもございません。ただ、ほかの議会事務局、そして他の一部事務組合等の予定も把握した中で、今回、開会する運びとさせていただきます。
- 議長（清 平二 君） 6番、松山君。
- 6番（松山 善太郎 君） 決算はね、不認定になろうが何の効力もない。予算であれば大変でしょう。さきにここの議会をした。本体で否決をした。あるいは減額をされた。訳の分からん話になるんじゃないですか。今後、こういうことがないようにしてほしいんですが、連合長、最後に一言だけお願いします。
- 議長（清 平二 君） 大久保連合長。
- 連合会長（大久保 明 君） 9月議会は30日には消防議会が計画されております。その他、今年はいろんな行事もコロナでほとんど中断している中で、なぜ今日かということに関しましては、全体の状況を見ながら介護議会が昨日行われております。広域議会が祭日、土日を除くと次は、まあ24日か27日でもよかったと思うんですけども、事務局も含めて連合長も含めて、今日であっても問題ないということで決定したことでありますので、御理解いただきたいと思います。
- 議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番(松山 善太郎 君) 当初予算とか補正予算のあるときでも、こういったことをこれからもあるということですか。そこを申し上げているんですがね。予算の伴うときは、予算が伴わないうちにここで議会をするのはまずいんじゃないですか。違いますかね。

○議長(清 平二 君) 佐平事務局長。

○事務局長(佐平 勝秀 君) ただいまの御質問にお答えいたします。

松山議員の御指摘のとおりでございますし、以前、当初予算の件についてこのような各町の負担金をいただいた中でこの運営母体ですので、そこら辺、3町の議決をせずにこの組合、広域が議会をさきにするというものについては、以前御指摘がありましたので、それについては特段の配慮を事務局としてもしているところでございますし、また今後も今回いただいた御指摘に基づいて、特段の配慮と留意をして議会のほうに臨みたいと思いますし、議事日程も調整をさせていただきたいと思います。

○議長(清 平二 君) 6番、松山君。

○6番(松山 善太郎 君) それでは、御質問のほうに入りますが、先ほど申し上げましたように、詳細な経過を教えてほしいと、確認のためですね。分かってはいますよ。だけど、初めて議会を御覧になっている方もいるかも分かりませんしね。先ほどのいわゆる参加町の合意文書があると。それ以前にも合意文書がありましたね。途中で何回目かの策定委員会のときに、伊仙町が急に新設と言い出しましたね。そこら辺の経緯、経過を聞きたいということです。

○議長(清 平二 君) 大久保連合長。

○連合会長(大久保 明 君) この3年余り、このことに関しては松山議員からいろんな質問がありました。詳細についてということでございますけれども……。この合意書の作成については、施設整備基本構想策定検討委員会ができて、小原委員長の下で進めてまいりました。その間、西目手久住民説明会などをやってまいりました。

その中で出た最大の問題がダイオキシンの問題でございます。このことに関しまして、職員も徹底した研修、そして施設管理のいろんな先進地視察などを行ってまいりまして、ダイオキシンが、今、コントロールされるようになっております。

そういった状況の中で、3町長がしっかりと協議を重ねて後世に混乱を招かないように合意書を作成することが必要であるという認識にたち、作成したところでございます。

この合意書に締結するに当たって重要なことは、既存施設の設置集落であります。当初、この委員会の中にこの施設ができたときは、目手久集落つまり東西目手久の方々が一体となってこの施設を有した中で、今回のこの地元説明会は西目手久集落で行ってまいりました。その中で東目手久集落の方々からもその中に参加をすることになったわけであります。

そういった中で、3町は次期施設整備を行うまでの期間において、この基幹改良事業を導入せずに維持管理を継続すること、また安全性を担保することは非常に厳しいものであるという認識になり、今回の合意書の締結に至った状況でございます。

以上が、第1回目の答弁といたします。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 私が申し上げたいのは、最初はあそこでそのまま今の施設を使うということで、令和元年の6月頃にはごみ処理施設合意推進協議会というのも立ち上げになったはずですね。これについて、これが、今、どうなっているのか、これの経緯についても説明をお願いします。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合会長（大久保 明 君） 今の質問は、この東西目手久の地元委員会の中での結論についてでございますけれども、基幹改良をしていくということで、これは長寿命化計画の中で基幹改良ということで、2炉のうち1炉を新しく入れ替えるという状況で進んでおります。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） このごみ処理施設合意形成推進協議会というのは、途中で規約か何かを変えられたんですか。最初は西目手久地区集落と伊仙町の合意形成と、私が再質問もらった協議会の規約ではそうなっているんですが、途中で規約を変えてありますか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えします。

伊仙町のごみ処理施設合意形成推進協議会の規約ですけども、御指摘のとおり伊仙町の協議会の中で規約の変更が一度ございました。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 東西目手久地区集落と変えてあるかと聞いています。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） はい。御質問のとおりでございます。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） この地区のこれは策定検討委員会でも、何度も何度も言われています。その地区の方々の合意形成が必要であると。私が見た書類では区長さんの印鑑がぼっぼと2個押されていましたが、ここのその合意形成というのがどうなっているんですか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えします。

最終的な結論として、今、松山議員が御質問でしたとおりでございますが、その流れにつきましては、私どもも広域連合としてオブザーバーでその中で出席した中で、会議の中では3月末日に最終のごみ処理施設合意形成推進協議会が開催されました。

その中で最終的に基幹改良事業を導入するかどうかということに対しての採決が諮られまして、結論として賛成多数ということで、基幹改良を導入した形で既存の施設を継続するという形になりましたが、ただしそれについては次期新設をするまでの間の継続使用に関して限定して基幹改良を導入するというので、私どもも把握してございます。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番(松山 善太郎 君) 大久保連合長。途中で新設に修正をしました。覚えておいでですか。

○議長(清 平二 君) 大久保連合長。

○連合会長(大久保 明 君) その長寿命化計画というものが明確になる以前の状況だったと思います。

その後、この長寿命化計画の中で基幹改良が可能であるということで、その事業を選択したほうが広域連合にとっても、また先ほど申し上げた伊仙町協議会の中で合意を得たことも含めて考えていった場合に、この長寿命化計画以前には西目手久、今のクリーンセンター周辺に新しい炉を造っていくことも一時は考えたわけでありますので、そのときに新設という言葉を出しました。

その後、今、説明したような状況の中で、1つの炉を長寿命化計画というこの国の新しい政策を導入していくことのほうが、より財政的にも、そして住民の方々への説明も、そして次期天城町への新設ということについても、理解をしてもらえることが十分可能であるという考えのもとでそのように、これは基本的な考え方は変わっていないわけですけども、その隣に新設することよりも長寿命化計画のもとで基幹改良したほうが、より先ほど申し上げたようにダイオキシン対策に関しても、地域の住民の説明にしても、天城町の新設という形であれば、広域連合議会のほうでも理解をしていただける可能性のほうがより強いということで、決断した状況でございます。

○議長(清 平二 君) 6番、松山君。

○6番(松山 善太郎 君) 修正した時点では、延命化から新設のほうがいいという考えに変わったということでもいいですか。これは1月20日、第5回の策定検討委員会が午後からのときに、その日の午前中でしたよ。時間ぎりぎりに文書を持って来られて、きゅらまち観光課の課長が持って来たのかな。このときは新設のほうがいいということになったわけですかね。それまでは、令和2年の1月ですからね、30年の10月から、その前からですよ。策定検討委員会の会長になられた小原会長と何度かずっと打ち合わせをしている。そして、その10月1日の発足前に半年ぐらい前からその目手久の説明会のすぐ後から、小原会長と何回も会っているわけですね。この件について、策定検討委員会を立ち上げるについて。出た結論が中間報告で天城に新設、天城町長が受けるかどうかという期限を切って、それも高飛車に6月末までに返事せえと。そういう具合にして出てきたわけです。それで、それまでは大久保町長は延命化で一生懸命だった。うちの町から回答が出たのが、大久保町長が方向転換するわずか前ですよ。12月末だから。20日ぐらい前にうちの町長が受けると、天城町で受けると言った。その途端じゃないですか。私も新設しますと。ここに変わったときの理由ですよ。どういった理由でそうなったのか。いろいろ理由を上げてはありますが、正直なところ、この時点では延命化は無理とお考えになったんじゃないですか。

○議長(清 平二 君) 大久保連合長。

○連合会長(大久保 明 君) 今はそのときの詳細の経緯についてはちょっと申し上げられないと思いますが、明確な記憶はありませんけれども、先ほど述べたように、このいろいろ広域連合の方々も県、国の事業を研究しながら、そして国の新しい方向性が明確になった時点で、基幹改良という形でやっていくという、長寿命化計画の中での基幹改良ということで出てきたわけでありますので、先ほどから申し上げているように、私とその……。

例えば、この事業を今すぐに天城町に持って行くということは、かなりこの造成のこともあるし、それから住民への説明もあるし、ダイオキシンの問題とか、その財政問題なども天城町は今後また検討していく時間も必要だし、そういうことを考えてみると、今、あるように、天城町の方々が納得できるようにすると。

例えば、今、すぐ天城町が造成してやった場合のそれはいろんな説明、そしてそれまでの間の最終処分場も同時に進行しなければならないということなど、急激な大きな財政負担も起こるし、広域連合としても柔軟な形での移行ということを考えてみた場合は、ある程度の期間をもっていこうが島民全体に対する説明もしやすいし、これちょっと話がずれましたけれども、CO₂削減とか、そういう時代、そして生ごみは堆肥化していこうというそういう時代は大きな変化も含めて、1炉でいくという時代にどうしてもなっていくわけでありますので、分別を徹底したりとか、そういうことを町民がしっかりと理解していくという中での基幹改良、1炉ということでございます。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 大久保連合長、いつも思うんですがね、答弁をすぐはぐらかす。私は、今、新設に修正したときどういった見込みで、どういった感覚で新設に変わったのかと。

基幹改良に変わったのは聞いていませんよ。基幹改良は今からです。基幹改良、延命化から新設に変わった。それからまた変わった。次、また変わらないとは言えないんだ。だから、詳しく聞いているんですね。

今言ったようなことを言っていますよ。財政的な課題があると。時間が短縮できるというのは、これ全然理由になりませんね。新設の時間は長引くだけです。財政的な課題があって、次世代への負担軽減だと、こういったことをおっしゃっていますよ。

しかし、それよりもあの時点で天城町が手を挙げた。策定検討委員会からは日にちを切って受けるか受けないか回答してと言われた。天城町では3月から12月まで9か月間各集落回って、各団体ずっと会って、説得とまではいきませんが、ちゃんと説明をして受けた。その時点で延命化は負けているんですよ、完全に。それで見切りをつけたんじゃないですかと、延命化に。私が聞いているのはそこですよ。

○議長（清 平二 君） しばらく休憩します。

休憩 午前 10時 35分

再開 午前 10時 40分

○議長（清 平二 君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大久保連合長。

○連合会長（大久保 明 君） この森田町長が就任いたしまして、天城町で4月からずっと説明会をしてまいった中で、12月頃に今の天城町が新設ということ、令和2年1月に表明いたしました。

その間、伊仙町においては、この伊仙町合意形成委員会の中でいろんな意見が出てまいりまして、この中で住民の方々の多数の意見は目手久地区で、現在の炉を改良するか、先ほど申し上げたように今の焼却炉のクリーンセンターの横に新しく新設するかという意見などが出ている中で天城町の新設でありまし

た。

そういった中で、結果としては基幹改良という形になったわけでありますけれども、なぜそのタイミングで伊仙町も新設と言ったのかということは、この中で伊仙町としても先ほど申し上げたように、天城町が手を挙げたと同時に伊仙町でも新設という手を挙げたわけでありますけれども、これはその間の先ほどから何回も申し上げているように、その新しい場所に新設するよりも長寿命化計画の中で基幹改良したほうが、財政的にも、そして今後の基幹改良をした後に天城町に移すということのほうが、最終処分場の問題などを含めて最も財政的にも有利であり、時間的にも合理的であるというふうに考えて、たまたまこの新設という表現が出たわけでありますけれども、基本的には目手久地区で継続、結果として新設するにしてもこれはかなり時間がかかりますので、それよりも基幹改良を長寿命化計画の中でやっていったほうが、最も天城町の方にも伊仙町の方にも理解をしていただけるという形での私の考え方がそのようになっていたということでございます。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 言い方もいろいろあるものでありましてね、このときにこういったこともおっしゃっていますよ。修正をする。新しい場所に炉を設置する。新設と（言わず）修正をする。これについては3月26日の3町長の合意が前提だと。炉を新設する場合もですよ。3町長の合意というのは、目手久の方々がオーケーした場合、策定検討委員会でそこに残していく結果が出た場合、この2つの条件をクリアしたら目手久にしてもいいよという3月20日に天城町に期限を切って申し入れをした。その6日後にお三方そろってうちの町長に、私に言わせれば押しつけている。目手久の住民が合意したら策定検討委員会がそれでいいという結果を出したら、目手久に残すという合意文書に印鑑を押させているんだ。うちの町長にね。これはそのときにネックになった。非常にネックになった。しかし、大久保町長が新設と言ったもので、一旦これは消えた。この文書はね。このときに言っているんですが、今でもこれは生きていますよ。3町長の合意が前提だと、目手久に新設する場合でも住民の意向調査を行うと。住民投票と括弧して書いてある。住民投票を実施しその結果に従うと。まだ今回の基幹改良まではいきませんよ。このときは本当にそう思っていたんですか。住民投票をやると。やってその意向に従うと、新設をするかもしれない、目手久に造る造らないは住民投票の結果によるとこのように答弁していますが、覚えておいでですか。今でもその気持ちに変わりはありませんか。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合会長（大久保 明 君） 結果としては、全住民の意向調査という形で資料を提供して、目手久の方々にこういう形で目手久地区で、また継続していきますよというふうな文書は渡してあります。

そして、一人一人がそのことで投票をしたのではなくて、私の記憶ですよ、記憶と言ったら失礼ですけども、その中で合意形成委員会の中でどう意見が、目手久地区での継続という意見が圧倒的に多かったわけですから、その……。

そういう形で住民投票というのは、やっぱりいろんなデメリットもあると思います。またお互いに賛成、反対でトラブルがあったりする危険性もある中で、合意形成委員会の中で、多くの方々の賛成意見でやっ

ていたということであります。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 連合長。このときにこの後ですよ。今、ちょうどおっしゃったようなことをおっしゃっている。住民投票にもデメリットがあるということですよ。これを別の言葉で言っている。住民はとにかく流されやすいと。失礼なことを言ったらいけませんよと言ったら、自分はそんなこと言っていないと言った。後で会議録をちゃんと精査したら言っていた。今、まさにおっしゃったように。

ですから、修正をしたときには、極端に言えば苦し紛れにですよ。意向調査、住民投票を実施し、その結果に従うと。この時点ではそう言っているんですよ。修正した時点では、ですからね、苦し紛れにどうしようもないからそう言ったんじゃないのと、私が申し上げたのはそこですよ。そうじゃなかったら、そうじゃなくても結構ですけど、一連の流れを見て、答弁の流れを見て、そうとしか取れない。最後は住民の意思に従うとまで言って新設に修正をしているわけですよ。これはもう会議録で残る。

ですからね、その場その場で言っているような気がしないでもないですよ。その場その場で。後でまとめたものは言いたいと思うんですがね、小さなうそかも分かりませんがね、会議録に残っている以上はうそはうそですよ。あんまりね、公の場でこういった後で修正のできないような、取り返しのつかないようなことは言わないほうがいいと思います。

あと場所については、先ほどの答弁で天城町で合意ということをおっしゃいました。あとの進め方は議長に一応は一任すると。これは間違いございませんか。もう1回確認します。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合会長（大久保 明 君） 先ほどから申し上げているとおりでございます。

今、計画しているのは1炉を15トンという形で基幹改良していくと。その中でごみの減量化、生ごみの堆肥化など、分別の徹底、そういうことが恥ずかしながら、徳之島3町は遅れていた中で、CO₂削減という世界的な流れの中で、そのことを強力にやっていくと。世界自然遺産にもなった中でもそうでありますので、そういうことをやっていくということで、次期新設を、先ほど私が申し上げた新設というのは天城町への新設ということで、私はこれからも進めていきたいと思うし、天城町、徳之島町の長とも、そして広域連合委員とも、そのことは明確に、私の考えとして、それは伊仙町合意形成協議会の考えでもあり、目手久地区の方々の考えでもあると思いますので、そのようにしていきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（清 平二 君） 森田副連合長。

○副連合長（森田 弘光 君） お答えいたします。

第1回目の答弁でお話もしましたけども、3町のいわゆる合意書が令和3年5月28日付で締結したところでございます。

これに基づいて、私、天城町としては、天城町の準備することは準備していきたいということの中で基本構想を策定し、またそれを議会をはじめ皆さん方に提案し、またそれをたたき台としていきたいと。そして、天城町で新クリーンセンターについては建設していくということで準備をしたいというように考え

ております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 今の件でもうちょっと聞いて、もうほとんど聞くのはないんですが、もう場所はそれで、場所の候補地の選定ということで、小原会長がかなり詳しくいろいろ言っていましたので、気になったんですが、もう天城町ということで決定であれば、それで結構です。

今、言ったところまでは、延命化で走ってきた。天城町が手を挙げた。その途端に修正と言い出した。おまけにその前の合意書、3町長の合意が前提であると。だから、この前提ということは、この時点で新設をするにしても、策定委員会が認めないとできませんよと。住民に広聴して、住民がオッケー出さないとできませんよという前提がついていたんです。それを手を挙げて、今日までごたごたしてきたわけです。目手久なのか、天城なのか。やはりそういったところには多少の責任は感じてもらいたいものです。言っていることといけないことがある。後々残って、私はしょっちゅう後々残るようなことを言いますけれども。人のことは簡単に言える。こういったできもしないことを言わないで、極端に言えば心にもないことですよ。住民投票だなんていうのは、住民は流されやすいからデメリットがあると。しないということをお平気でおっしゃっている。そう言いながら、修正にかじを切った時点では住民投票をし、意向に従うと言っている。おかしいんじゃないですか。最後に、今の感想だけ聞いて。議長、休憩をお願いします。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） いろいろ紆余曲折した中で、考え方が変わっていくということは、議論の中ではあるわけでありまして。意識的に、このような形で、意にそぐわないことを言ってきたというつもりはございません。ですから、結果としていろいろ修正なり、議論の中で考えが方向転換をするということはあるわけでありまして、ただ、住民投票をすると言ったことに関しては、これは私は熟慮が足りなかったのではないかというふうには、松山議員の厳しい質問の中では、そのような感想を持っております。

○6番（松山 善太郎 君） 分かりました。

○議長（清 平二 君） しばらく休憩します。

午前 10時 56分休憩

.....
午前 11時 05分再開

○議長（清 平二 君） 休憩前に引き続き会議を開きます。6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） それでは、一番最初に言いました今後の進め方ということで、連合長が真っ先に答弁したのですが、3町の合意書に基づき進めていくと。この合意書のできるまで、目手久と伊仙町と、東西目手久集落と交わした協定書がございますね。これについて少し説明をお願いします。どういった内容なのか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えいたします。

協定書につきましては、もろもろございますが、主に廃棄物処理の在り方ですとか、公害防止対策、そ

して日々の業務に関する立会い、特にダイオキシン対策、それに関する立会い等々が協定に盛り込まれて協定が結ばれているということで把握しております。

協定につきましては、最終的に目手久と伊仙町との協定に基づいて、最終的に広域と伊仙町が協定を結んだのが令和3年6月1日となっております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 連合長のようなことを言わないでよ。その協定書の内容はどういったものかと聞いているのですが、肝心なところが抜けていませんか。

2条と最後の10条あたり。今、公害防止とか、いろいろ言いましたが、肝心なのが抜けているんじゃないですか。2条だったと思いますけれども。

○議長（清 平二 君） しばらく休憩します。

午前 11時 09分休憩

.....

午前 11時 14分再開

○議長（清 平二 君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） 大変申し訳ございません。松山議員の御質問にお答えいたします。伊仙町と東西目手久集落との合意書締結の中身で、最終的に伊仙町と広域連合で協定を締結しましたが、その内容につきましては、伊仙町のごみ処理施設合意形成推進協議会で場所の選定についてまでは協定の中には入っていませんでしたので、今回、伊仙町と広域連合の協定の中では、その第10条については最終的には省いた形となっております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 東西目手久と伊仙町が合意書を作ったのはいつですか。分かりますか。分からなかったら言いますが。

これは令和3年の3月8日に、この協定書を東西目手久集落と伊仙町で結んであります。区長さんでしょうが、お二方の印鑑があります。私が言っているのは、この第2条の（3）というところに公害防止に関わる対策について、設置地区への環境的配慮を有するため、基幹改良事業の導入及び点検整備を積極的に進めるというのがあります。大久保連合長これはこれでいいですか。記憶にありますか。目手久との協定ですよ。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） 目手久地区への環境的配慮は基幹改良事業の導入、さらに点検整備を積極的に進めていく中で、先般見たときに、20年間、瓦礫が堆積していた東側の隅なども、自ら積極的に行き、公害防止に関しては、今、職員も小まめにやっているし、目手久地区の住民の方々も、このことはしっかりと理解している状況でありますので、この第2条の（3）に対しましては、住民の方々も十分理解しているし、我々もこういうつもりでこれからも対応していきたいと思っております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 大久保町長、私はとんでもない勘違いだと思いますよ。これは伊仙町単独でやるのであれば別です。1炉でも二十何億、約30億、2炉にした場合は40億円お金がいるわけですよ。もう一回言います。伊仙町単独でやるのであれば何の問題もない。しかし、後々になると、3か町でやることになっている。こういったのをお一人で決めていいのか。連合長一人で決めていいのかということをお聞きしたい。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） 目手久地区での協定でありますけれども、これは同時に3町が今般合意形成をした中にも、一番に設置集落に対して環境的配慮を担保するため、基幹改良事業について合意するという、このことは広域連合でやっていくということに理解できると思います。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 連合長、私が言っているのは、この協定を結んだのは令和3年の3月8日、あなた方の合意文書は5月28日。その前にいろいろ手続があります。合意文書のできる前に、こういったことをしているのですかと聞いている。問題はないのかと。まだ誰も合意していないわけだ。もう一回言います。伊仙町と目手久の協定に連合が負担を負うようなことを単独でやっているのですかと聞いている。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） これは広域連合の中で、小原委員長の下でやったときも、広域連合として目手久地区の住民の方々に理解していただくためには、連合としてやるべきこともあると思います。そして、町としてやることもあると思いますので、この3番に関しましては、解釈の仕方によっては、町単独でやるというふうにも理解できるわけでもありますので、今後、合意形成協議会の中で、このことは恐らく全体として今回の3町の合意形成に至っていいかどうかは、今後しっかりと議論を重ねていく必要があると思います。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 議論を重ねていくという意味がよく分かりません。町長、要するに、3月8日に、もう基幹改良やるからしょうがないわけだ。連合長の場合は、だからここに、目手久との協定の中に公害防止協定みたいなので、合意書ではなくて、公害防止協定という言葉もどこかに出てきますよ。だから、公害防止とか環境保全とか言いながら、基幹改良をやりたくてしょうがないわけだ。だから、ここにずっと入れた。これは副連合長2人に信義にもとる行為じゃないですか。単独でこういったことをしてよろしいのですかと聞いている。私は絶対によくないと思う。先に合意文書があって、基幹改良もしますよと目手久の方に言うのであればいい。伊仙町が勝手に、目手久の方に安全のために基幹改良をしますよ。あれもこれもやりますよと。結局は前の繰り返しじゃないですか。そういったことをやりなさんなど策定委員会でも何度も言っているはずですよ。3カ町の合意の下に、住民の合意形成の下にやりなさいと。これは極端に言えば、この時点では連合長がお一人で勝手にやったことではないですか。後では了承して

いますよ。お二方とも何も言わなかったんですか。後づけ、後出しを。私はとてもじゃないけど許されることではないと思いますけれども。それとも、お二方とも、これを問題にしないということ自体が、もう前のめりになっているのですか。この件について、あと1回だけ答弁願います。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） いろんな手続が十分でないということは認めます。このことは、目手久地区の住民に、本当に基幹改良をしてやっていくということ、そして理解させていくという作業は大事であるし、環境問題を、ダイオキシンが出て、大きな不安もあった中での住民の方々の説得と理解をしていくという中での考え方でありますので、そういう手続を踏んでいくということが3町の合意形成の前にやっておくということも必要ではないかと思っておりますので、決して、このことが前のめりとか、そういうことではなくて、しっかりとしたことを目手久地区の方々に説明をしてから合意するということのほうが理にかなった順序ではないかと考えております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 私は、目手久のことをするのを前のめりとは言っていません。基幹改良を入れたのを前のめりと言っている。どうしても基幹改良をやりたかったんじゃないのと。その前で、なぜ新設に修正したのかというのも聞いていますかね。二転三転とまでは言いませんが、既に二転している。

それと、目手久の方の何とかと言いますが、前に一回、取り上げていますよ。臨時の人を二名か三名入れた。そのときに、なぜ目手久から入れなかったのか。入れてなかったじゃないか。目手久のことをやると言いながら、言っていることと、やっていることがおかしいですよ。

事務局長、第10条はどうなっているか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えします。第10条につきましては、徳之島3町長並びに広域連合として合意書を伊仙町と結ぶに当たって、ごみ処理施設合意形成推進協議会との関係性を考慮したときに、第10条は外すべきではないかという御意見がありましたので、最終的に外して現在の協定内容となっております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 私は今、伊仙町と目手久の協定について聞いている。その10条はどうなっているのかと聞いている。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） 第10条につきましては、現在のところ、ごみ処理施設合意形成推進協議会が3月31日をもって閉会しましたので、あくまでも今後は東西目手久集落区長を通じて協議していくこととなっております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） どうなっているか、読んでもらえますか。

○議長（清 平二 君） しばらく休憩します。

午前 11時 28分休憩

午前 11時 29分再開

○議長（清 平二 君） 休憩前に引き続き会議を開きます。佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） 大変申し訳ございません。第10条ですけれども、協定の内容としましては、次期施設整備の合意に係る意思は含まれておらずとなっておりますので、このことに関しては、それを順守する形で、今回、3町長で合意書を締結したものであるということで認識しております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） この10条、目手久との協定書。本協定は次期施設整備の合意に係る意思は含まれておらず、場所の天城町は関係ないんだ。これについては、別途、伊仙町次期何とか合意形成推進協議会で協議すると。この時点では目手久の人に場所は天城とは言っていない。次期施設整備の合意に係る意思は含まれておらずとなっている。この時点では、天城町というのは入っていない。これは間違いなんでしょうか。第10条です。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えいたします。協定書の中身からして、次期天城町ということは御指摘のとおり、明記はされてございません。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） この後、目手久との協定書をたたき台にして、これを基にして、徳之島愛ランドクリーンセンター継続使用に関わる伊仙町と広域連合による協定書（案）というのが送ってきています。事務局長、これは覚えていますか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） はい、記憶がございます。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 3町の合意書に関わる大事なものですよね。なぜあなたの名前で文書が出ているのか。不思議でならないけれども。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えします。今、連合長が伊仙町長ということで、大久保連合長が兼務されている形になりますけれども、一応、こういった形で文書を議員の皆様へ送付する際に、3町長のほうに、こういった形で議員の皆さんへ送付をさせていただきますということで、御了解をいただいた後に送付させていただいておりますし、私の名前で送付させていただいた内容も3町長のほうには確認を取っているというふうに記憶しております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 私が言っているのは、こういった文書はこれから先の大事な文書でしょう。新設なのか、基幹改良なのか、天城なのか目手久なのか。こういう文書を出すときに、なぜ連合長名で出

さないのか。越権行為じゃないのか。やり過ぎはいけませんよ。それと、この文書について、えらい高飛車なんです。令和3年4月28日までにしなさいと、私のところの町長にあなたが言っている。これって普通なのか。私が考えたら、あまり普通ではないけど。出してくださいますかであればいいよ。4月28日までにしなさいということだ。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えします。そういった形の公文書を出すに当たっての表現が適していないということですが、それについては、今、御指摘を受けた中で、今後改めて、公文書、もろもろを出すに当たっては、特段の注意を払っていきたいと思っております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） この中の文書を見ますと、ここから気になります。まず3町、目手久と伊仙町の協定がある。これがあるから、伊仙町と目手久、両集落に協定書がある。あるから、広域連合とも結ばなければいけない。広域連合とも協定を締結する必要があると。これについて、ずっと頭に入るような説明ができますか。伊仙町と目手久は基幹改良をやります、天城町の場所は関係ないというのを作った。それを作ったから、今度は広域と伊仙町と締結する必要があると。こういった論法になっている。これが普通なのか。普通であれば、それで結構です。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えします。この手続に関しては、こういった言い方をしたら、また誤解を招くおそれもあると思いますが、事実としてお答えしますが、実際、基本構想検討委員会を設置した中で、やはり事務手続上のことについても、住民のほうから、また、その当時の検討委員長のほうから、今の状態ではふさわしくないのではないかとということで御指摘がありました。その中で、どういった形でするほうが適しているのかということで、こちらのほうからお伺いした中で、まず最初は、今の施設は伊仙町に設置されている。それについて、まず、伊仙町と設置地区である東西目手久集落との間で合意形成を結ぶ必要があると。そして、その合意形成が結ばれた後に、今度は伊仙町と広域連合のほうで結ぶ必要があるとということで言われまして、私どももそういった形が適しているのであれば、そういった形をさせていただきたい。ただ、私のほうの見解では、そのような判断はできませんので、3町長にお伺いした中で、そのような形の事務手続を進めさせていただきたいということで御提案を申し上げたところ、じゃあそれでいきましょうという話になりまして、結果的に今のような形に収まっているということでございます。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） これは伊仙町が目手久集落と協定を結んだ。伊仙町が結んだから、広域もそれに乗っからないといけないと。目手久との協定案を基にして、そっくりそのまま持ってきた。天城町からは二、三点申入れがありました。どういった申入れがあったのですか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） 天城町から、その協定に基づいていただいたのは、まず最初に、次期新設

整備地が天城町であること、そして、先ほどから上げている協定書の第10条の削除、そしてもう1点が基幹改良導入については、長寿命化計画の結果をもって判断する。この3点を令和3年4月28日付でいただいております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 天城町の申入れについて、2回ほど聞きます。次期施設整備地が天城町であることというのは、それとなく入っている。10条も削除されている。基幹改良導入については、私のところは消極的なんです。長寿命化計画の結果をもって判断する。ここは、合意にそのまま協定書に入っているのですが、私のところからは、この基幹改良の件については何もなかったのですか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えします。基幹改良につきましては、天城町長といますか、3町長で、この3町長からの見解がそろった時点で協議をいたしました。最終的に合意書をどういった形にするかということで、基幹改良につきまして話をした中で、やはり、森田町長といたしましては、天城町議会の皆さんと協議をして、その中でいろいろと判断をしていきたいということでございましたので、その部分に関しては、3町長のほうで尊重していただいて、森田町長のほうに、その手続とお話しについては、流れ上、一任した形だと事務局としては認識しております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） ここで3町長に印鑑を押してもらう際に、こういった文言を使っています。クリーンセンターは3町の共同施設であるから、3カ町の町長とも協定書に印鑑を押す必要があると。もう一回言います。既存施設は、3町の共同施設であることから、徳之島3町の署名、押印を必要としますと。これはこれでいいわけですか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えします。御指摘のとおり、クリーンセンターは3町共同施設でございますので、そういったところで3町長のほうにお伺いしたところであります。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 目手久と協定を結ぶときには、基幹改良の導入も平気でやっている。こうなると、いよいよというときになると、連帯責任だよと。面白いのは、こういったことまで書いてありますよ。広域連合としましては、協定書案に記載されている第2条3、いわゆる基幹改良ですが、これを目手久との協定を基に徳之島3町長の署名、押印をもって3町長基幹改良の実施に同意したものと考えますと。これは小さく書いてある。両副連合長に送った文書です。多分、徳之島町にも。普通、こんなことをしますか。実施に同意したものと考えますと。後で、ちゃんと文書の中にあるから。よっぽどこの基幹改良にこだわったのではないかと。わざわざ書くということ自体。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えします。あくまでも基幹改良導入につきましての判断というのは、もちろん3町長の見解をもって実施するかどうかということなのではございますけれども、これ

にある中で、背景に補助金の申請の部分が差し迫っておりまして、その分も含めて御判断いただきたいということで、あくまでも僕ら広域連合事務局としましては、最終的な判断で事務手続を進めますよということでお伺いをしたところであります。松山議員がお話いただいているとおり、基幹改良事業というものが、やはりいろいろな形で懸念材料としてあるということは承知した中で、改めて、こういった形の表現でもって文書を出させていただいたところでございます。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 私は、あなたが出した後の文書に気になるところがあるから言っている。結局、目手久と伊仙町が協定を結んだ。次は3カ町の町長も連合と結びなさい。伊仙町が結んでいるから。AイコールB、BイコールC、だからAイコールCみたいなやり方をしているんです。どう考えても私は違和感があります。基幹改良をやりたいがために、無理やり、半ばで、誰が文書を作ったか分かりませんが、その協定書は伊仙町と広域連合の間に協定を締結する必要があると。同じ伺い文書の中に、次は締結する予定であるとなっている。最後は4月28日までに回答をなさいと。反対する理由があったら書きなさいというのまでである。これに反対であれば理由を書けと。やり方がちょっと強引ではないか。誰がこの伺い文書を作ったか分かりませんが、どうもやり方が。

もう一回言いますよ。最初は協定を結ぶ必要がある。同じ文書で、次は協定を結ぶ必要がある。最後は28日に回答せよ。裏をめくると、反対するのであれば理由を書けとなっている。学校の生徒指導じゃあるまいし、いくらなんでも。これはあなたが単独でやったのですか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えします。まず最初に申し上げたいのは、私の単独でいろいろな形で事務手続をしたのは、これまで一度もございません。その中で、今、御指摘のような形で、懸念されることがあるということに対しましては、真摯に受け止めますが、ただ、この文書の内容に基づいて、何かしら3町の御見解がある場合は、一言お書きいただきたいということの意図は、あくまでもいただいた中で、それが結果論として協定書に反映されるのではなく、あくまでも3町として財政的な面とか、環境的な面とか、あとは議会の皆様との協議の内容とか、それぞれあるかと思しますので、そこら辺もこういった形で協議したほうがいいのではないかとということで問題提起をしていただけないでしょうかという意図がありまして、そういった文書の書き方に結果としてなりましたが、事務局としてはそういった形で、それを基に、あくまでも3町の判断をするに至る議題を出していただきたいという意図しかございません。

以上です。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 私に言わせると、こういった言葉の使い方、文書の使い方というのは、親が親なら子も子という感じです。いかにも局長風情が町長に向かって期限を切る、反対があったら理由を書け。連合長がちゃんと文書を出すのであれば別です。それは対等で、一段上の連合長ですから。一会の部下が、こういったやり方が強引なことをすると、親が親なら子も子だと、やっていることが強引過ぎる。

もう一つ、合意書の締結についてという伺い文書がある。これにまた気になることが書いてある。これは副連合長2人も印鑑が押してあるから見たんでしょね。合意書を締結してよろしいでしょうかというのがある。また、締結のあかしとして合意書4通を作成し、それぞれ記名・押印の上、各自1通保有し、永久保存扱いとしてよろしいでしょうかというのがある。この永久保存扱いというのはどういう意味ですか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えします。文書の保存扱いとしましては、やはり先ほどから議論がありますとおり、とても重要な案件でありますし、また、こういった形の文書の取扱いをしてよろしいでしょうかということでお伺いしたまででございます。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） これは連合長ではなくて、あなたが考えて書いたということでもいいですか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） 伺い文書については、私が起案をしているところでございますが、一つだけ申させていたきたいのは、これまでそういった施設整備に関する3町長の合意文書なるもの、そういったものが広域連合のほうでなかったということが検討委員会もしくは過去の問題からいろいろと御指摘を受けていましたので、それに基づく形で事務局としては同じ過ちを繰り返さないためにも、こういった形で取扱うことは望ましいかどうかということも含めてお伺いさせていただいたところでございます。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） この合意は未来永劫生き続けるという解釈でいいのですか。連合長に聞いてみましょう。永久保存となっていますけれども。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） 松山議員が数年前に約20年前の3町の合意があるということでありました。それは、当時の天城町長が議会での質問に対して答弁したことであります。この前の報告の中では、目手久、伊仙町の次は天城町というふうな話になって、3町長でそのように決めているというふうな答弁だったような気がいたします。そのときに、そのような決めた文書、押印した文書がなかったということです。天城町議会での当時の町長さんの答弁であったということが議事録にあったということでもあります。ですから、今回は明確に3町の合意というものをつくっていく。これは未来永劫ということでもありますので、今回のこんなことが優先というか、絶対的な合意であると思いますので、私はそのように理解するし、これから広域連合議会もどういふふうに変遷していくか分かりませんが、広域連合が続く限りは、これから最も重要になる焼却問題、クリーンセンターの問題については、合意書は絶対的である、非常に重要であるというふう考えています。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） 基幹改良をすることになりそうな雰囲気になっていますが、最初のもくろみどおりではないですか。違いますか、大久保連合長。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） 私の考えは、いずれにしても、このような施設が3町広域連合というのは、この問題で成立した一自治体でありますので、そのことに関して、私は当時の広域連合の成り立ちをしつかりと順守していくと思いますし、私個人のもくろみという意味がよく分かりませんが、これに従って、広域連合のなすべき役割としての合意であるというふうに確信しております。

○議長（清 平二 君） 6番、松山君。

○6番（松山 善太郎 君） もくろみというのは、最初は長寿命化、修繕で走った。途中で、ぱっと新設に変わった。いつの間にか、また基幹改良をするようになっている。当初から、この基幹改良をするのがもくろみだったのではないですかということです。だって、そうだったでしょう。最初は、かなり激しく延命化と言っていたわけだから。伊仙町に合意形成推進協議会までつくってやったわけですから。形勢不利と見るや、ぱっと新設に変わった。いつの間にかまた元の延命化に帰っている。おかしいと思うのは当然でしょう。私はおかしいと思っていますよ。やり方が非常に巧妙だ。上手です。この点に対しては、かぶとを脱ぎます。

もう一つだけ、これは確認をしておきます。天城町ということで、何度も言っていますので、まさかとは思いますが、まさかのまさかという言葉もあるぐらいですので、合意書の3番、次期新設整備地については、天城町での整備を優先とし、事業計画を策定することに合意する。この優先というのを消してもらえますでしょうか。

○議長（清 平二 君） 大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） この優先という文字を抜いて、「天城町での整備とし」に変更してよろしいです。

○6番（松山 善太郎 君） これはお願いしておきます。こういうのを残すと、未来永劫に残っているうちに、あくまでも優先じゃないのと、誰かがこういったことをよく言いますよね。文書がないからこうだと。文書があると、優先と言いつけかねませんよ。誰かが、あくまでも優先であって、決定じゃないと。こっちはこっちの都合で、こっちが優先だと。こういったへ理屈も成り立ちますから、こういうのは注意してもらわないと、未来永劫保存するわけですので、そこら辺は細心の注意を払ってもらいたいと思います。

あと二、三分ですので、終わりたいと思いますが、大久保町長、やっぱり高岡町長がよく言いますが、負担金を見直せと言ったら、信頼関係が壊れるとか言いますよね。私はこんなにして意見する、最初は延命化だ、次は新設だ、また延命化だ。それで、私はこの伊仙と東目手久が協定を結んだ。だから、次は広域連合もこれを結ばないとイケないと、ここにも論理の飛躍があるような気がする。うまく説明できないけど、何となくうまくしてやられたような気がします。

間違いなく今回は、今まではそこまではなかった。今回のこのやり方を見ていると潔さのかけらもない。私はあまり連合長を信用できなくなりました。私が信用していないからってどうこうなるものでもない。戦の真っ最中だそうですので、できれば別の人が勝つように祈念して一般質問を終わります。

○議長（清 平二 君） これで、松山君の一般質問を終わります。
ここで、しばらく休憩します。

午前 11時 56分休憩

.....

午前 13時 00分再開

[休憩]

○議長（清 平二 君） 休憩前に引き続き会議を開きます。
日程第4、報告第3号令和2年度資金不足比率を議題といたします。
提案者の報告を求めます。大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） 報告第3号令和2年度資金不足比率について報告いたします。
議案第3号は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定に基づき、公営企業会計における資金不足比率について、徳之島食肉センター特別会計は資金不足比率がなかったことを報告いたします。

○議長（清 平二 君） 報告第3号について質疑を行います。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 質疑なしと認めます。
これで、報告第3号令和2年度資金不足比率について終結します。
日程第5、報告第4号徳之島愛ランド広域連合屠畜場事業経営戦略の報告を議題といたします。
提案者の報告を求めます。大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） 報告第4号徳之島愛ランド広域連合屠畜場事業経営戦略を策定しましたので報告いたします。
報告第4号は、屠畜場の事業の現状把握や施設整備構想、立案など、将来にわたり安定的に事業を継続していくための中長期的な計画を策定しましたので御報告申し上げます。

○議長（清 平二 君） 報告第4号について質疑を行います。質疑ありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 質疑なしと認めます。
これで、報告第4号徳之島愛ランド広域連合屠畜場事業経営戦略の報告を終結します。
日程第6、議案第5号徳之島食肉センター保全管理基金条例の制定について、議題といたします。
本案について、提案理由の説明を求めます。大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） 議案第5号徳之島愛ランド広域連合食肉センター保全管理基金条例の制定について説明いたします。
議案第5号は、本連合が設置する食肉センターの維持管理及び補修等の経費に充てる基金を設置するため、本条例の制定を提案するものであります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清 平二 君） 議案第5号について質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号徳之島食肉センター保全管理基金条例の制定について、原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第6号令和3年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算案（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） 議案第6号令和3年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算（第2号）について説明いたします。

内容は、歳入歳出予算にそれぞれ1,817万7,000円を追加し、歳入歳出予算総額はそれぞれ5億2,476万5,000円となります。

歳入につきましては、繰越金が1,817万7,000円の増額となります。

歳出につきましては、総務費が19万9,000円の減額、衛生費が1,837万6,000円の増額となります。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（清 平二 君） 補足説明があればこれを許します。佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） 議案第6号令和3年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算（第2号）について補足説明いたします。

予算書5ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

2款繰越金1項繰越金1目繰越金につきまして、補正前の額1,000円に1,817万7,000円を増額補正し、1,817万8,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、前年度繰越金1,817万7,372円となっております。

歳出について御説明いたします。8ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきまして、補正前の額492万6,000円に19万9,000円を減額補正し、472万7,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、17節備品購入費において財務会計システムパソコン購入費として19万9,000円を減額するものであります。

続きまして、3款衛生費1項清掃費1目清掃総務費につきまして、補正前の額2,406万6,000円に27万5,000円を増額補正し、2,434万1,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、10節需用費において印刷製本費として、搬入ごみの計量に当たっての発行する伝票の不足により、増刷分として27万5,000円を御提案するものであります。

3款衛生費1項清掃費2目清掃管理費につきまして、補正前の額4億5,799万5,000円に

1,539万1,000円を増額補正し、4億7,338万6,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、10節需用費において、修繕費として480万8,000円、24節積立金において一般廃棄物処理施設整備基金として1,058万3,000円、合わせて1,539万1,000円を御提案するものであります。

修繕費の内訳といたしましては、事前に議案書とともに配付してございますが御説明申し上げます。

1点目に、回転式破碎機室の扉の腐食に伴い、取替えをするものであります。また、扉の開閉時に自動で機械が停止するリミットスイッチの劣化による取替え費用として122万8,000円計上しております。

2点目に、4階自洗機室の換気扇が腐食により機能せず、作業環境が悪い状態であることを踏まえ取り替えるものであり、合計で129万7,000円計上しております。

3点目に、プラザ棟2階会議室等のエアコンの室外機が塩害により故障したため取替えをするものであり、廊下部分も含み228万3,000円計上しております。

続きまして、3款衛生費2項火葬場費1目火葬場管理費につきまして、補正前の額1,782万6,000円に271万を増額補正し、2,053万6,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、10節需用費において、修繕費として31万円を御提案するものであります。

火葬場の修繕内容につきましても、事前に説明資料を配付してございますが、改めて1点目に待合所1号棟のトイレウォッシュレットのノズル交換の費用として11万円。次に、火葬場案内板改修及び移設として20万円計上しております。

同款項目内17節備品購入費において、火葬場ホールのエアコン購入費として90万円を御提案するものであります。

同じく、同款項目内24節積立金において、徳之島愛ランド広域連合火葬場保全管理基金の積立て分として150万円を御提案するものであります。

以上、議案第6号令和3年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算（第2号）について補足説明をいたしました。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清平二君） 議案第6号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清平二君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清平二君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号令和3年度徳之島愛ランド広域連合一般会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第7号令和3年度徳之島食肉センター特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） 議案第7号令和3年度徳之島食肉センター特別会計補正予算（第1号）について説明いたします。

内容は、歳入歳出予算にそれぞれ216万円を追加し、歳入歳出予算総額がそれぞれ2,403万1,000円となります。

歳入につきましては、繰越額が216万円の増額となります。

歳出につきましては、総務費が216万の減額となります。

以上、御審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（清 平二 君） 補足説明があればこれを許します。佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） 議案第7号令和3年度徳之島食肉センター特別会計補正予算（第1号）について補足説明いたします。

5ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

4款繰越金1項繰越金1目繰越金につきまして、補正前の額1,000円に216万円を増額補正し、216万1,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、前年度繰越金216万450円となっております。

8ページをお開きください。歳出について御説明いたします。

1款総務費1項総務管理費1目一般管理費につきまして、補正前の額1,299万5,000円に216万円を増額補正し、1,515万5,000円とするものであります。

主な内訳といたしましては、3節職員手当において運転員手当2万4,000円、運転員時間外手当13万9,000円、合わせて16万3,000円の減額とするものであります。

同款項目内4節共済費において、健康保険料16万2,000円、厚生年金保険料24万5,000円を合わせて40万7,000円を御提案するものであります。

同款項目内8節旅費において、運転員費用弁償として1万5,000円を御提案するものであります。

同款項目内10節需用費において、消耗品費2万4,000円を減額し、薬品代へ財源組替えとし、修繕費として55万円を御提案するものであります。

修繕の内訳といたしましては、こちらのほうも事前に説明資料をおつけしておりますが、主に汚水曝気用ブローア設置費として55万円計上しております。

同款項目内11節役務費において、水質検査手数料として1万1,000円、自動車任意保険料として5万円、合わせて6万1,000円を御提案するものであります。

同款項目内17節備品購入費において、運搬車購入費用として110万円を御提案するものであります。先ほど11節役務費にて御説明いたしました自動車任意保険料は、運搬車両購入に伴い、併せて計上させていただきます。

同款項目内24節積立金において、徳之島愛ランド広域連合食肉センター保全管理基金として19万円を御提案するものであります。

以上、議案第7号令和3年度徳之島食肉センター特別会計補正予算（第1号）について補足説明をいた

しました。御審議賜りますようお願い申し上げます。

○議長（清 平二 君） 議案第7号について質疑を行います。2番、佐田君。

○2番（佐田 元 君） 令和3年度徳之島食肉センター特別会計補正予算について質疑いたします。

ページは8ページ、お願いします。

款1、項1、目1、節17備品購入費約110万円、運搬車購入費となっておりますが、この事前資料によりますと中古車を購入予定と書いてありますが、この中古車は何年型とか、そういうあれはまだ分からないわけですか。年式とかメーカーとか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えいたします。

年式につきましては、まず今、見積りをいただいた中で3社以上見積りをいただいているんですけども、この軽トラックに関してはちょっと金額が結構高いタイプの形になりまして、年式はこの予算に応じて購入するとなった場合は、いずれにしても大体9年から10年ぐらいの型式で今、把握しておりますが、ただし、中古車ということに関していろいろとあると思いますが、運搬する内容物がやはり食肉センターで排出される臓物系です。あと、そこでどうしても廃棄をしないとイケない特定危険部位というものを廃棄する中で、用途がもう限定されていますので、あまり高額な車両を購入することはいかなものかなという話もありまして、今回、こういった形で予算計上をさせていただいております。

○議長（清 平二 君） 2番、佐田君。

○2番（佐田 元 君） 年式が9年か10年ということで、約110万、ざっとな金額じゃないかなという思いはします。

しかし、あと四、五十万追加すれば、新車が購入できるんじゃないかなという思いがしますが、年式9年、10年となるともうそれこそ二十何年型、二十数年前の車です。こういう中古車を買うよりは新車を入れたほうがいいんじゃないかなという思いです。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） ただいまの御質問にお答えいたします。

今、佐田議員がお話いただいた内容は、確かにそのようなことも検討の内容に入って、財務のほうとも協議をいたしました。

やはり、私どもといたしましても、今後長い目で使うに当たって、新車のほうが本当はいいとは思いますが、ただそのダンプ式とか、いろいろなオプションがつくに当たって、ちょっと金額的にもなかなか上がってくるものと、あと財政とのヒアリングの中でどういった範囲で使うんだということとの意見調整の中で今回の判断に至りましたので、また今、まだ予算の結果に伴ってまた財務のほうとも協議をいたしまして、そういった形で議員のほうからもいろいろと御質問をいただきましたということを踏まえて、また再度検討してまいりたいと思います。

○議長（清 平二 君） 2番、佐田君。

○2番（佐田 元 君） これは、新車の見積りは取っていないわけですか。

○議長（清 平二 君） 佐平事務局長。

○事務局長（佐平 勝秀 君） 一応、新車のほうをお見積りをさせていただきましたが、やはりざっくり言いまして200万近く、諸経費も込みでなるものもありますし、あといろんな形のオプションだとか、そういったものもどこまで入れるかとかいう形で、各社とも金額のばらつきがありますので、そこら辺は細かく精査していく必要があるかなと思っております。

○議長（清 平二 君） 2番、佐田君。

○2番（佐田 元 君） 要望として、できるのであれば中古車よりはやっぱり新車を入れたほうがいいんじゃないかという思いがしますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（清 平二 君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号令和3年度徳之島食肉センター特別会計補正予算案（第1号）は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第8号令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について、議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） 議案第8号令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計歳入歳出決算について、認定を求める件であります。

令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計歳入総額は、5億9,581万6,991円で、歳出総額は5億7,150万9,619円であります。

歳入歳出差引き残額は2,430万7,342円となります。

それでは、各項目の内容について説明いたします。

歳入につきましては、各町の分担金及び負担金が約83%の4億9,524万3,000円で、繰越金が約5%の3,200万1,511円で、諸収入が約12%の6,857万2,480円となっております。

歳出につきましては、衛生費が約98%の5億6,207万6,092円で、公債費が約1%の458万3,433円で、議会費及び総務費の合計額においては約1%の485万94円となっております。

また、令和2年度決算において、翌年度へ繰り越すべき財源として繰越明許費繰越額613万円については、令和3年第1回広域連合議会定例会において議決いただきましたクリーンセンター施設整備に関

する長寿命化計画策定に関わる事業費918万円のうち自主財源分であり、残りの300万円は令和3年度の事業完了後、実績に応じて国より交付していただくところであります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（清 平二 君） 議案第8号について質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本件を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号令和2年度徳之島愛ランド広域連合一般会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定いたしました。

日程第10、議案第9号令和2年度徳之島町食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定について、議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。大久保連合長。

○連合長（大久保 明 君） 議案第9号令和2年度徳之島町食肉センター特別会計歳入歳出決算について、認定を求める件であります。

令和2年度徳之島町食肉センター特別会計歳入総額は2,765万2,913円で、歳出総額は2,549万2,463円で、歳入歳出差引き総額は216万450円となります。

それでは、各項目の内容について説明いたします。

歳入につきましては、各町の分担金及び負担金が約75%の2,068万5,000円で、繰越金が約6%の177万6,271円で、使用料及び手数料と諸収入の合計額において、約19%の519万1,642円となっております。

歳出につきましては、総務費が約65%の1,661万7,463円で、公債費が約35%の887万5,000円となっております。

以上、御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（清 平二 君） 議案第9号について質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りします。本件を認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（清 平二 君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号令和2年度徳之島町食肉センター特別会計歳入歳出決算の認定については、認定することに決定しました。

これで、本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和3年第3回徳之島愛ランド広域連合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

<閉会：午後1時35分>

令和3年9月23日

議事録署名議員 徳之島愛ランド広域連合議会議長

印

議会議員

印

議会議員

印